船舶事故調査報告書

令和３年３月２４日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者負傷
発生日時	令和２年８月９日　１２時２０分ごろ
発生場所	神奈川県平塚市馬入（ばにゅう）橋の南方（相模川） 中島四等三角点から真方位２９９°８２０m付近 （概位　北緯３５°１９.８′　東経１３９°２２.１′）
事故の概要	水上オートバイ第五絶臨（ぜつりん）丸は、航行中、落水した同乗者に接触し、同乗者が負傷した。
事故調査の経過	令和２年８月１８日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	水上オートバイ　第五絶臨丸、０.２トン ２３５－５４５８７神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊
負傷者	軽傷　１人（同乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　南、風力　３、視界　良好 水象：波高　約０.５m
事故の経過	本船は、船長が１人で乗り組み、同乗者１人を乗せて遊走中、船長が、後部座席から落水した同乗者を救助しようと約１０km/h の速力（対水速力、以下同じ。）で向かい、惰力により接近したところ、船体を制御できず、船体が同乗者の頭部に接触した。 同乗者は、打撲傷（皮下血腫）を負った。 船長は、同乗者に接近する際、減速し、救助用のロープを繰り出して救助するべきであったと本事故後に思った。
分析	本船は、船長が、落水した同乗者を救助しようとした際、約１０km/h の速力で向かい、惰力により接近したことから、船体を制御できず、船体が同乗者の頭部に接触して同乗者が負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、落水した同乗者を救助しようとした際、船長が、約１０km/h の速力で向かい、惰力により接近したため、船体を制御できず、船体が同乗者の頭部に接触したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・水上オートバイの船長は、落水した同乗者に船体が接触しないよう、十分に減速して安全な距離をとること。 ・水上オートバイの船長は、惰力では舵が効かないことを考慮して

	操縦すること。